

自立支援医療、補足給付、医療型個別 減免の経過的特例について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課
障害福祉課

自立支援医療制度の概要

根拠法及び概要

根 拠 法 : 障害者総合支援法

概 要 : 障害者(児)が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な心身の障害の状態を軽減するための医療(保険診療に限る。)について、当該医療費の自己負担額を軽減するための公費負担医療制度

※ 所得に応じ1月あたりの自己負担上限額を設定(月額総医療費の1割がこれに満たない場合は1割)

※ 保険優先のため、通常、医療保険の自己負担分(3割)と上記の自己負担上限額の差額分を自立支援医療費により支給

実施主体 : 【更生医療・育成医療】市町村 【精神通院医療】都道府県・指定都市

負担割合 : 【更生医療・育成医療】国 1/2, 都道府県1/4, 市町村1/4 【精神通院医療】国1/2, 都道府県・指定都市1/2

支給決定件数 : 【更生医療】272,459件 【育成医療】23,623件 【精神通院医療】2,105,973件 ※平成30年度

対象者

更生医療 : 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者で、その障害の状態を軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者(18歳以上)

育成医療 : 児童福祉法第4条第2項に規定する障害児のうち、障害に係る医療を行わないときは将来において身体障害者福祉法別表に掲げる障害と同程度の障害を残すと認められ、手術等により確実な治療の効果が期待できる者(18歳未満)

精神通院医療 : 精神保健福祉法第5条に規定する精神疾患(てんかんを含む。)を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する者

対象となる医療の例

(更生医療・育成医療)

肢体不自由 … 関節拘縮 → 人工関節置換術

視覚障害 … 白内障 → 水晶体摘出術

聴覚障害 … 高度難聴 → 人工内耳埋込術

内臓障害 … 心臓機能障害 → ペースメーカー埋込手術

腎臓機能障害 → 腎移植、人工透析 肝臓機能障害 → 肝移植

<先天性内臓障害> 鎖肛 → 人工肛門の造設 ※ 育成医療のみ

(精神通院医療)

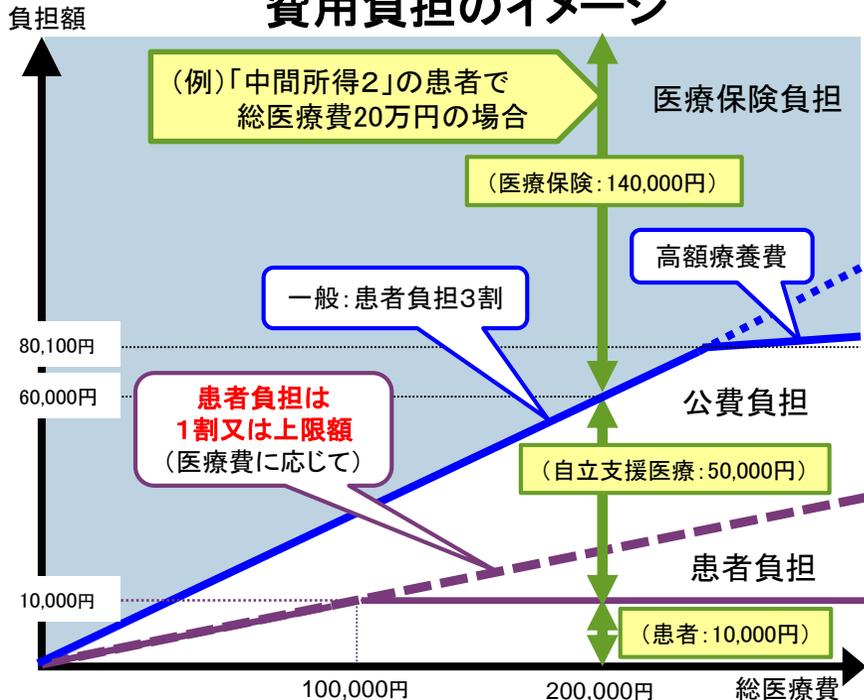
精神科専門療法

訪問看護

自立支援医療における患者負担の基本的な枠組み

- ① 患者の負担が過大なものにならないよう、所得に応じて1月当たりの負担額を設定。(総医療費の1割がこれに満たない場合は1割)
- ② 費用が高額な治療を長期にわたり継続しなければならない(重度かつ継続)者及び育成医療の中間所得層については、更に軽減措置を実施。

費用負担のイメージ



更生医療・精神通院医療	育成医療	重度かつ継続	<所得区分(医療保険の世帯単位)>
一定所得以上: 対象外 総医療費の3割又は高額療養費(医療保険)の自己負担限度額		一定所得以上 20,000円	【一定所得以上】 市町村民税23万5千円以上
中間所得 総医療費の1割又は高額療養費(医療保険)の自己負担限度額	中間所得2 10,000円 中間所得1 5,000円	中間所得2 10,000円 中間所得1 5,000円	【中間所得2】 市町村民税3万3千円以上23万5千円未満 【中間所得1】 市町村民税課税以上3万3千円未満
低所得2 5,000円	低所得2 5,000円	低所得2 5,000円	【低所得2】 市町村民税非課税(低所得1を除く)
低所得1 2,500円	低所得1 2,500円	低所得1 2,500円	【低所得1】 市町村民税非課税(本人又は障害児の保護者の年収80万円以下)
生活保護 0円	生活保護 0円	生活保護 0円	【生活保護】 生活保護世帯

○「重度かつ継続」の範囲

- ・疾病、症状等から対象となる者
[更生・育成] 腎臓機能・小腸機能・免疫機能・心臓機能障害(心臓移植後の抗免疫療法に限る)・肝臓の機能障害(肝臓移植後の抗免疫療法に限る)の者
[精神通院] ①統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害(依存症等)の者
②精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者
- ・疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者
[更生・育成・精神通院] 医療保険の多数回該当の者

○負担上限月額の特例措置 <※上記の赤枠部分>

育成医療の中間所得1, 2及び「重度かつ継続」の一定所得以上の負担上限月額については、令和3年3月31日までの経過的特例措置(障害者総合支援法施行令附則第12条、第13条)

自立支援医療の経過的特例措置の取扱いについて①

経緯

- 自立支援医療の自己負担額については、原則1割負担としつつ、低所得者や「重度かつ継続」の対象者に対しては所得に応じた負担上限額を設定。※一定所得以上は自立支援医療の対象外。
- 上記によってもなお、大幅な負担増となる育成医療の中間所得層、「重度かつ継続」の一定所得以上については、激変緩和の観点から経過的特例措置を実施。
- 経過的特例措置については、平成18年の障害者自立支援法創設当時から設けられ、これまで3年間の経過的特例措置を4回延長し、期限は令和3年3月31日までとなっている。
※ 平成18年当時、施行後3年を経た段階で医療実態等を踏まえて見直すことを想定し、経過的特例措置として政令附則に規定。

H18. 4～ 負担上限額の経過的特例措置を設定

- 育成医療の中間所得層【中間所得2 : 40,200円、中間所得1 : 10,000円】
中間所得層の割合が8割を超えており、総医療費の1割が医療保険における高額療養費の自己負担限度額を超える高額な医療費が発生した場合、実質的に自立支援医療制度が意味を成さなくなること、他の世帯に比べて蓄えが少ない若年世帯が多いことを考慮して設定。
- 「重度かつ継続」の一定所得以上【20,000円】
継続的に相当額の医療費負担が発生し、一定所得以上であっても家計に与える影響が大きいことを考慮して設定。

H21. 4～ 負担上限額の経過的特例措置の見直し

- 育成医療の中間所得層【中間所得2 : 40,200円 → 10,000円、中間所得1 : 10,000円 → 5,000円】
社会保障審議会障害者部会報告書(平成20年12月16日)において、育成医療は中間所得層の割合が大きく、そのほとんどが「重度かつ継続」の対象となっていないことから、更なる負担軽減を検討すべきとの指摘を踏まえ、負担上限額を見直し。

区分	原則	経過的特例措置
一定所得以上	対象外	20,000円 ※「重度かつ継続」に限る
育成医療の中間所得2	総医療費の1割又は 高額療養費(医療保険)の自己負担限度額	40,200円(H18.4～)→10,000円(H21.4～)
育成医療の中間所得1		10,000円(H18.4～)→5,000円(H21.4～)

自立支援医療の経過的特例措置に係る障害者自立支援法案に対する附帯決議等について

○障害者自立支援法案に対する附帯決議(平成17年7月13日 衆・厚生労働委員会)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 6 自立支援医療については、医療上の必要性から継続的に相当額医療費負担が発生することを理由に、月ごとの利用者負担の上限を設ける者の範囲については、速やかに検討を進め、施行前において適切に対応するとともに、施行後も必要な見直しを図ること。
自立支援医療のうち、児童の健全育成を目的としたものについては、その趣旨にかんがみ、施行までに利用者負担の適切な水準について十分検討すること。

○障害者自立支援法案に対する附帯決議(平成17年10月13日 参・厚生労働委員会)

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

- 5 自立支援医療については、これまでの更生医療、育成医療及び精神通院医療の趣旨を継承した公費負担医療制度としての位置付けを明確にすること。また、医療上の必要性から継続的に相当額の医療費負担が発生することを理由に、月ごとの利用者負担の上限を設ける者の範囲については、速やかに検討を進め、施行前において適切に対応するとともに、施行後も必要な見直しを図ること。さらに、自立支援医療の「重度かつ継続」の範囲の検討に当たっては、関係患者団体の意見にも配慮すること。
- 6 自立支援医療のうち育成医療については、国会答弁を踏まえて、適切な水準を制度化すること。

○ 社会保障審議会障害者部会報告書（平成20年12月16日）～障害者自立支援法施行後3年の見直しについて～

- 自立支援医療のうち育成医療については、中間所得層に対して一定の負担軽減措置を講じているが、他と比べ中間所得層の割合が大きくなっており、そのほとんどがいわゆる「重度かつ継続」の対象となっていないことから、更なる負担軽減について検討すべきである。

○ 社会保障審議会障害者部会報告書（平成27年12月14日）～障害者総合支援法施行3年後の見直しについて～

- 利用者負担に関する経過措置(食事提供体制加算等)の見直しについては、時限的な措置であること、施行後10年を経過すること、平成22年度より障害福祉サービスの低所得者の利用者負担が無料となっていること、他制度とのバランスや公平性等を踏まえ、検討すべきである。

自立支援医療の経過的特例措置の取扱いについて②

対応案

以下の現状を踏まえ、自立支援医療の経過的特例措置については、令和6年3月末まで延長することとしてはどうか。

育成医療の現状

【平成30年度福祉行政報告例より】

- 育成医療の受給者のうち、中間所得層の割合は84.2%と依然8割を超えている。(H18' 84.6%)
また、「重度かつ継続」の対象は3.7%と依然少ない。(H18' 1.7%)
- 育成医療の1人当たり月額総医療費(平均)は、平成18年度と比較して入院で40万円程度、外来で3千円程度増額となっている。
(入院:H18' 932,376円 → H30' 1,356,522円)
(外来:H18' 17,244円 → H30' 20,917円)

【他制度との比較】

- 小児慢性特定疾病の医療費助成制度では、自立支援医療の経過的特例措置と同額の自己負担上限月額を本則で規定している。

【その他】

- 経済財政運営と改革の基本方針2020(令和2年7月閣議決定)において、「希望出生率1.8」に向け、安心して子育てできる環境整備などの総合的な少子化対策を推進しており、関連する施策の充実・強化が求められている。

「重度かつ継続」の現状

【平成30年度福祉行政報告例より】

- 「重度かつ継続」の一定所得以上の支給決定件数は107,571件で平成18年度と比較して増加している。(H18' 78,813件)
 - ※ H18' 精神通院医療は72,237件(91.7%)、更生医療は6,467件(8.2%)、育成医療は109件(0.1%)
 - H30' 精神通院医療は97,953件(91.1%)、更生医療は9,559件(8.9%)、育成医療は59件(0.1%)
- 精神通院医療の1人当たり月額総医療費(平均)は、平成20年度(※)と比較して若干の増額となっている。(H20' 32,310円 → H30' 33,332円)
 - ※ 平成20年度から福祉行政報告例において精神通院医療費の集計を開始。

【他制度との比較】

- 難病の医療費助成制度では、自立支援医療の経過的特例措置と同額の自己負担上限月額を本則で規定している。

【その他】

- 経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月閣議決定)において、精神障害者の地域包括ケアシステムの構築が掲げられており、関連する施策の充実・強化が求められている。

自立支援医療と他の医療費助成制度との比較

○自立支援医療(育成医療)

階層区分	階層区分の基準		患者負担割合:1割	
			外来+入院	
			一般	重度かつ継続
生活保護	—		0	0
低所得 I	市町村民税 非課税 (世帯)	保護者の年収 ～80万円	2,500	2,500
低所得 II		保護者の年収 80万円超～	5,000	5,000
中間所得 I	市町村民税 3.3万円未満		5,000	5,000
中間所得 II	市町村民税 3.3万円以上23.5万円未満		10,000	10,000
一定所得	市町村民税23.5万円以上		対象外	20,000
入院時の食費			全額自己負担	

○小児慢性特定疾病

階層区分	階層区分の基準 ()内の数字は、夫婦2人子1人世帯の場合における年収の目安)		患者負担割合:2割		
			外来+入院		
			一般	重症(※)	人工呼吸器等装着者
生活保護	—		0	0	0
低所得 I	市町村民税 非課税 (世帯)	保護者の年収 ～80万円	1,250	1,250	500
低所得 II		保護者の年収 80万円超～	2,500	2,500	
一般所得 I	市町村民税課税以上 7.1万円未満 (約200万円～約430万円)		5,000	2,500	
一般所得 II	市町村民税 7.1万円以上25.1万円未満 (約430万円～約850万円)		10,000	5,000	
上位所得	市町村民税25.1万円以上 (約850万円～)		15,000	10,000	
入院時の食費			1/2自己負担		

※ 重症:① 高額な医療が長期的に継続する者(医療費総額が5万円/月(例えば医療保険の2割負担の場合、医療費の自己負担が1万円/月)を超える月が年間6回以上ある場合)、
② 現行の重症患者基準に適合する者、のいずれかに該当。

○自立支援医療(更生医療、精神通院医療)

階層区分	階層区分の基準		患者負担割合:1割	
			外来+入院	
			一般	重度かつ継続
生活保護	—		0	0
低所得 I	市町村民税 非課税 (世帯)	本人年収(※) ～80万円	2,500	2,500
低所得 II		本人年収(※) 80万円超～	5,000	5,000
中間所得 I	市町村民税 3.3万円未満		総医療費の1割又は高額療養費(医療保険)の自己負担限度額	5,000
中間所得 II	市町村民税 3.3万円以上23.5万円未満			10,000
一定所得	市町村民税23.5万円以上		対象外	20,000
入院時の食費			全額自己負担	

※ 障害児にあっては、保護者

○難病

階層区分	階層区分の基準 ()内の数字は、夫婦2人世帯の場合における年収の目安)		患者負担割合:2割		
			外来+入院		
			一般	高額かつ長期(※)	人工呼吸器等装着者
生活保護	—		0	0	0
低所得 I	市町村民税 非課税 (世帯)	本人年収 ～80万円	2,500	2,500	1,000
低所得 II		本人年収 80万円超～	5,000	5,000	
一般所得 I	市町村民税課税以上 7.1万円未満 (約160万円～約370万円)		10,000	5,000	
一般所得 II	市町村民税 7.1万円以上25.1万円未満 (約370万円～約810万円)		20,000	10,000	
上位所得	市町村民税25.1万円以上 (約810万円～)		30,000	20,000	
入院時の食費			全額自己負担		

※ 「高額かつ長期」: 月ごとの医療費総額が5万円を超える月が年間6回以上ある者(例えば医療保険の2割負担の場合、医療費の自己負担が1万円を超える月が年間6回以上)。

自立支援医療の所得区分別の支給決定件数

平成18年度（福祉行政報告例）

区分	支給決定件数								
	総数	生活保護	低所得1	低所得2	中間所得1	中間所得2	重度かつ継続 (中間所得1)	重度かつ継続 (中間所得2)	重度かつ継続 (一定所得以上)
総数	1,462,808	204,936	319,459	155,488	113,288	35,000	245,706	310,118	78,813
育成医療	54,758	408	3,615	3,409	11,270	35,000	325	622	109
更生医療	176,548	8,317	29,248	39,291	30,582		32,552	30,091	6,467
精神通院医療	1,231,502	196,211	286,596	112,788	71,436		212,829	279,405	※2 72,237

区分	支給決定割合								
	総数	生活保護	低所得1	低所得2	中間所得1	中間所得2	重度かつ継続 (中間所得1)	重度かつ継続 (中間所得2)	重度かつ継続 (一定所得以上)
総数	100.0%	14.0%	21.8%	10.6%	7.7%	2.5%	16.8%	21.2%	5.4%
育成医療	100.0%	0.7%	6.6%	6.2%	※1 20.6%	64.0%	0.6%	1.1%	0.2%
更生医療	100.0%	4.7%	16.6%	22.3%	17.3%		18.4%	17.0%	3.7%
精神通院医療	100.0%	15.9%	23.3%	9.2%	5.8%		17.3%	22.7%	5.9%

※1 育成医療の中間所得層の支給決定割合 84.6% (20.6% + 64.0%)
 ※2 重度かつ継続(一定所得以上)のうち精神通院医療の割合 91.7% (72,237件 / 78,813件)

平成30年度（福祉行政報告例）

区分	支給決定件数								
	総数	生活保護	低所得1	低所得2	中間所得1	中間所得2	重度かつ継続 (中間所得1)	重度かつ継続 (中間所得2)	重度かつ継続 (一定所得以上)
総数	2,402,055	440,894	545,077	304,199	39,744	15,485	361,985	587,100	107,571
育成医療	23,623	340	1,340	1,141	4,400	15,485	204	654	59
更生医療	272,459	47,457	43,058	70,014	14,869		40,785	46,717	9,559
精神通院医療	2,105,973	393,097	500,679	233,044	20,475		320,996	539,729	※2 97,953

区分	支給決定割合								
	総数	生活保護	低所得1	低所得2	中間所得1	中間所得2	重度かつ継続 (中間所得1)	重度かつ継続 (中間所得2)	重度かつ継続 (一定所得以上)
総数	100.0%	18.4%	22.7%	12.7%	1.7%	0.7%	15.1%	24.4%	4.5%
育成医療	100.0%	1.4%	5.7%	4.8%	※1 18.6%	65.6%	0.9%	2.8%	0.2%
更生医療	100.0%	17.4%	15.8%	25.7%	5.5%		15.0%	17.1%	3.5%
精神通院医療	100.0%	18.7%	23.8%	11.1%	1.0%		15.2%	25.6%	4.7%

※1 育成医療の中間所得層の支給決定割合 84.2% (18.6% + 65.6%)
 ※2 重度かつ継続(一定所得以上)のうち精神通院医療の割合 91.1% (97,953件 / 107,571件)

補足給付の概要(20歳以上の障害者)

入所施設の食費・光熱水費の実費負担については、低所得者に対して、食費・光熱水費の実費負担をしても、少なくとも手許に25,000円が残るよう、食費等基準費用額(53,500円)^{※1}から所得に応じた負担限度額を控除した額を補足給付として支給する。

^{※1} 食事・光熱水費にかかる平均費用

	補足給付の額
控除後認定収入額 ^(※2) が66,667円を超える場合	(月額)53,500円－負担限度額 * 負担限度額(月額) = (66,667円－その他生活費の額) + (控除後認定収入額－66,667円) × 50%
控除後認定収入額が66,667円以下の場合	(月額)53,500円－負担限度額 * 負担限度額(月額) = 控除後認定収入額－その他生活費の額
生活保護受給者	(月額)53,500円

^{※2} 一月における、収入から税、社会保険料、就労収入を控除した額

○補足給付がない場合^{※3}



○現行の補足給付^{※3}



^{※3} 入所施設対象者(60歳未満、控除後認定収入額(月額 64,000円)の場合)

補足給付の概要(障害児及び20歳未満の障害者)

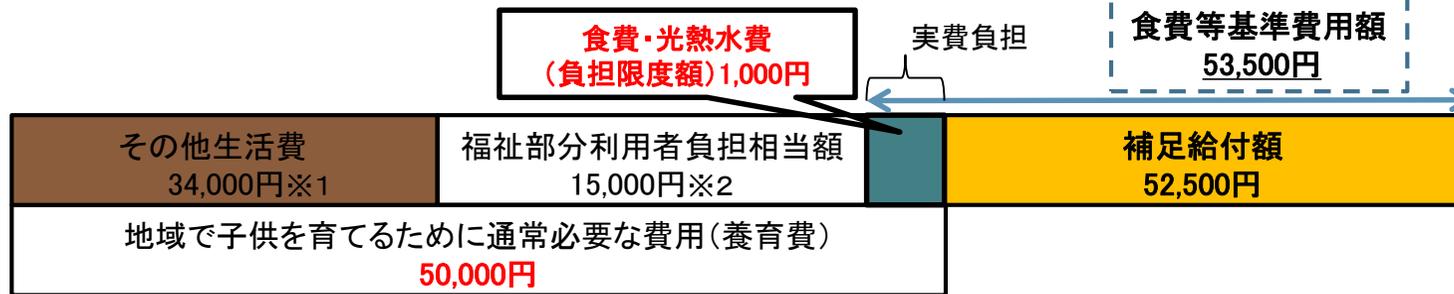
収入のない20歳未満の施設入所者の実費負担について、子どもを養育する一般の世帯において通常要する程度(地域で子供を育てるために通常必要な費用)の負担となるように補足給付を行う。

一般1世帯においては、世帯の負担軽減を図るため、制度施行時から、「地域で子供を育てるために通常必要な費用(養育費)」及び「福祉部分利用者負担相当額」を住民税非課税世帯と同様とする経過措置(養育費は79,000円→50,000円、利用者負担相当額は37,200円→15,000円。令和2年度末まで)を置いている。

この経過措置について、令和6年3月末まで延長することとしてはどうか。

区分	補足給付の額
一般1世帯(※R2年度末まで) 住民税非課税世帯 生活保護世帯	(月額)53,500円－負担限度額(月額) ※ 負担限度額(月額) = 50,000円 －その他生活費の額(※1)－福祉部分利用者負担相当額(上限 15,000円)
一般2世帯	(月額)53,500円－負担限度額(月額) ※ 負担限度額(月額) = 79,000円 －その他生活費の額(※1)－福祉部分利用者負担相当額(上限 37,200円)

【例】 障害児入所施設利用者、一般1世帯(所得割28万円未満)、施設利用料259,000円の場合



※1 その他生活費
18歳未満 34,000円
それ以外 25,000円

※2 計算上は、障害児入所支援に係る月額費用の1割とし、この額が15,000円を超えるときは、15,000円(一般2の場合には37,200円を超えるときは37,200円)とする。

【例】 障害児入所施設利用者、一般2世帯(所得割28万円以上)、施設利用料259,000円の場合



障害者支援施設に入所する20歳未満の者に対する補足給付にも、同様の経過措置がある。

医療型個別減免の概要

療養介護及び医療型障害児施設入所については、福祉サービスだけではなく医療も提供している。その利用者負担については、他の障害福祉サービスと同様、福祉サービスに係る利用者負担については、低所得者(市町村民税非課税世帯)はゼロとなっている。

そして、医療費実費負担についても、家計に与える影響を勘案し、自立支援医療と類似した仕組みにより、軽減を図っている。

給付される療養介護医療費又は障害児入所医療費^(※1)

医療に要する費用から自己負担分(原則医療に要する費用の1割。ただし上限は負担上限月額まで)を控除した額を障害児入所医療費又は療養介護医療費として支給

(ただし健康保険法等による支給が行われる部分については支給しない<併給調整>)



○負担上限月額

	負担上限月額
A 一般(B、C、D以外の者)	40,200円 ^(※2)
B 低所得2(住民税非課税でC以外)	24,600円 ^(※2)
C 低所得1(住民税非課税で収入80万円以下)	15,000円 ^(※2)
D 生活保護世帯	0円

※2 20歳未満については、さらに低い負担上限月額を適用する。

医療型個別減免の概要 (経過措置①(20歳以上の療養介護利用者))

療養介護医療に係る負担上限月額については、20歳以上の低所得世帯において負担上限月額を軽減する経過措置が講じられている(令和2年度末まで)。

当該経過措置は、平成18年の自立支援法の施行に伴い負担が増加する世帯について、低所得者に対する激変緩和として、平成18年10月より講じられている。

この経過措置について、令和6年3月末まで延長することとしてはどうか。

○負担上限月額

	現行(経過措置適用)	経過措置なし
A 一般(B、C、D以外の者)	40,200円	
B 低所得2(住民税非課税でC以外)	0~24,600円(※)	24,600円
C 低所得1(住民税非課税で収入80万円以下)	0~15,000円(※)	15,000円
D 生活保護世帯	0円	

※ 支給決定障害者の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額。具体的には以下の通り。

認定月収額(一月における、収入から税、社会保険料を控除した額)が「療養介護の自己負担額+食事療養負担額(又は生活療養負担額)+その他生活費」を超える場合

認定月収額-「療養介護の自己負担額+(食事療養負担額又は生活療養負担額)+その他生活費」(ただしBの者については最大24,600円、Cの者については15,000円)

認定月収額が「療養介護の自己負担額+食事療養負担額(又は生活療養負担額)+その他生活費」を超えない場合

0円

医療型個別減免の概要 (経過措置②(医療型障害児施設入所者、20歳未満の療養介護利用者))

医療型障害児施設入所利用者及び療養介護利用者(20歳未満)の医療費実費負担については、子どもを養育する一般の世帯において通常要する程度の費用(地域で育てるために通常必要な費用)の負担となるように利用者負担の減免を行う。

低所得者世帯においては、世帯の負担軽減を図るため、制度施行時から、「地域で子供を育てるために通常必要な費用」について経過措置(令和2年度末まで)を置いている。

この経過措置について、令和6年3月末まで延長することとしてはどうか。

○負担上限月額(医療型障害児入所施設利用者)

	現行(経過措置適用)	経過措置なし
A 一般(B、C、D以外の者)	79,000円－(福祉部分利用者負担相当額＋34,000円) <ただし40,200円を超える場合は40,200円>	
B 低所得2(住民税非課税でC以外)	<u>50,000円</u> －(福祉部分利用者負担相当額＋34,000円) <ただし24,600円を超える場合は24,600円>	<u>79,000円</u> －(福祉部分利用者負担相当額＋34,000円) <ただし24,600円を超える場合は24,600円>
C 低所得1(住民税非課税で収入80万円以下)	<u>50,000円</u> －(福祉部分利用者負担相当額＋34,000円) <ただし15,000円を超える場合は15,000円>	<u>79,000円</u> －(福祉部分利用者負担相当額＋34,000円) <ただし15,000円を超える場合は15,000円>
D 生活保護世帯	0円	

※ 表中の下線部が「地域で子供を育てるために通常必要な費用」。

※ 20歳未満の療養介護利用者(一般1<所得割28万円未満>)についても同様の経過措置がある。